

# 追加スケジュールイメージ

①GHS分類を実施した結果、注意喚起語を示すこととされた物質(環境有害性のみを有するものを除く) 739物質

→ ② ①のうち他法令でMSDSが義務づけられている物質 (389物質)

→ ③ ①(②を除く)のうち発がん性を有する物質(11物質)

→ ④ ①(②及び③を除く)のうち、安衛法の危険物であり、有害物でもある物質(60物質)

→ ⑤ ①のうち②、③及び④以外の物質(279物質)

⑥平成21年度及び平成22年度にGHS分類が実施され、注意喚起語を示すこととされた物質(環境有害性のみを有するものを除く)(約400物質)

22年度追加  
460物質

24年度以降  
段階的に追加  
約700物質